

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第36号

答申番号：令和3年度答申第32号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、実際には令和3年1月4日に知人から100万円（以下「本件収入」という。）を受領していないにもかかわらず、処分庁が請求人に本件収入があったものと誤認して、各原処分（原処分1（生活保護廃止処分）及び原処分2（生活保護費返還処分））が行われたものであるから、各原処分がいずれも違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は、知人から本件収入を受領した旨を記載した収入申告書（以下「本件収入申告書」という。）を提出しているところ、一般的に、被保護者が実際に得ていない収入を得たものと偽って申告することは考えづらいことや、処分庁の職員が本件収入を目視により現認していることから、本件収入を贈与として認定した上で行った各原処分のいずれも違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、いずれも違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件収入を受領していない旨を主張するが、処分庁が本件収入申告書の内容を信用し、請求人に本件収入があったと判断したこと自体に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、いずれも適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和4年2月1日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条

第1項の規定に基づく諮問を受け、同月7日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされており（生活保護法（以下「法」という。）第4条第1項）、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第26条）。また、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

そこで本件についてみると、令和3年1月5日、請求人は処分庁に本件収入申告書を提出しており、当該申告内容によると、請求人は本件収入により生活維持が可能であると判断できる。よって、同月1日から請求人の保護は要しないとして行われた原処分1と、本件収入を資力として既に支給されていた同月分の保護費に相当する額を返還額とした原処分2には、いずれも違法又は不当な点を認めることはできない。この点、請求人は本件収入を受領していない旨を主張するが、請求人自らが処分庁に本件収入を受領した旨を申告したことが認められるから、その主張を採用することはできない。

以上のとおり、各原処分には、いずれも取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

## 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子